

保育所等入所判定指数表

(1)基本項目採点基準表

※就労時間については、休憩時間等を含む労働時間が64時間を超える場合は、契約上の拘束時間を勤務時間とする。また、複数箇所では就労している場合は、全ての勤務時間を合算する。ただし、外勤と自営業等、副業がある場合、保育者の状況は勤務時間数が多い方を適用し、区分は勤務時間を合算して判定する。

保育者の状況		区分	指数
家庭外就労	外勤 自営業事業主	月160時間以上の勤務	110
		月140時間以上の勤務	100
		月120時間以上の勤務	90
		月96時間以上の勤務	80
		月64時間以上の勤務	70
	自営業協力者	月160時間以上の勤務	90
		月140時間以上の勤務	80
		月120時間以上の勤務	70
		月96時間以上の勤務	60
		月64時間以上の勤務	50
家庭内就労	自営業事業主 または会社員等	月160時間以上の勤務	100
		月140時間以上の勤務	90
		月120時間以上の勤務	80
		月96時間以上の勤務	70
		月64時間以上の勤務	60
	自営業協力者	月160時間以上の勤務	80
		月140時間以上の勤務	70
		月120時間以上の勤務	60
		月96時間以上の勤務	50
		月64時間以上の勤務	40
	内職	月120時間以上の勤務	60
		月64時間以上の勤務	40
妊娠・出産		出産又は出産予定月の前後2ヶ月の間であって、出産の準備又は休養を要する	40
疾病・障がい	疾病(注1)	入院(1ヶ月以上)・常時臥床	110
		安静を要す(注2)	80
		上記以外の理由	50
	障がい	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている	110
		身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B1の交付を受けている	80
		上記以外の交付を受けている	50
同居親族の介護・看護		入院(1ヶ月以上)または要介護認定3～5程度、身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている者を介護または看護している	80
		要介護認定1～2程度、身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B1の交付を受けている者を介護または看護している	60
		上記以外の理由で介護または看護している	50
災害復旧		震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている	110
就労先内定		月160時間以上の勤務予定(就労証明書等の書類あり)(内職を除く)	70
		月120時間以上の勤務予定(就労証明書等の書類あり)	50
		月64時間以上の勤務予定(就労証明書等の書類あり)	30
求職中		求職活動を継続的に行っている	20
就学 (注3)	主に通学している	月120時間以上の就学	80
		月64時間以上の就学	60
	主に通信制である	月120時間以上の就学	60
		月64時間以上の就学	40
	就学予定		合格通知書等の提出あり
育休中の入所 または転園申請 ※3歳児クラス以上に限る		3歳児クラス以上の児童で、育休取得中(復帰月よりも早い時期)の入所または転園申請をしている場合。ただし、年度内復帰を条件とし、市に提出した証明書に記載されている復帰予定月の入所調整からは、就労時間に応じた指数とする。 ※2歳児クラス以下については、育休取得中の継続利用を「児童の成長発達のため、環境の変化が好ましくない」という理由で認めているため、転園申請は不可	30
その他		虐待やDVのおそれがあるなど、児童福祉の観点から保育の必要性の緊急度が高いと市が認める場合(各種証明書、意見書等必要)	(注4)

(2) 調整項目採点指数

項目	内容	指数
世帯の状況	ひとり親家庭	140
	生活保護世帯の就労支援(注5)	40
	生計中心者の失業(注6)	40
	障がい者のいる世帯(注7)	10
	両親が障がい者(前項目と重複して加点しない。)(注7)	20
兄弟姉妹の状況	当該保育所等に兄弟姉妹が入所中	10
	兄弟姉妹が利用申込中(前項目と重複して加点しない。)	5
	前項目の場合で、申込児童が多胎児(前二項目と重複して加点しない。)	10
	多子家庭(就学前児童3人、18歳未満の児童5人以上)	10
就労状況	産後休暇・育児休業明け(復帰月以前から申込をしており、入所前に復帰した場合も加点継続する。)(注8)	10
	育児休業のため認可保育所等を退所し、育児休業明けに再入所を希望する児童(注8)	20
	育児休業の延長を許容(注9)	-900
保育の代替手段	認可外保育施設に入所中(注10)	10
その他	入所希望月から12ヶ月以上待機中(注11)	10
	転園希望者(兄弟姉妹が入所中の園を希望する場合又は児童本人が和泉市外の認可保育施設に入所中の場合を除く。)	-1
優先項目	在籍施設における1号認定から2号認定への認定変更希望者(求職中を除く)	300
	和泉市内の認可保育施設に就労または就労予定である一定の条件を満たす保育士(注12)	500
	保育施設の統廃合や地域開発等の市の施策に伴う転園(注13)	700

(3) 同一点数時の優先項目順位表

1	当該保育所等の希望順位が高い世帯
2	同一世帯の児童が当該保育所等に入所中の世帯(1号含む)
3	養育している就学前児童の人数が多い世帯
4	待機期間が長い世帯(入所を辞退する場合、入所希望月は辞退月の翌月以降に変更とし、当初の待機期間は算定しない。)
5	養育している小学生以下の児童の人数が多い世帯
6	市民税課税額の低い世帯(未申告の場合、合計額は最高額とみなす。)(注14)

◆ 留意事項

父母それぞれの基本項目採点基準の合算に調整項目採点指数を加減した点数を、利用申込児童の点数とする。父母がいらない場合は児童の養育者を保育者とする。

なお、児童の発達支援のための特別支援児保育を希望する3歳児クラス以上の児童の入所判定については、別途和泉市特定教育・保育施設における特別支援児保育実施要綱に定めることとする。

(注1) 医師が作成した書類に家庭保育が困難である旨が記載されている場合に適用とする。

(注2) 医師が作成した書類に安静を要する旨が記載されている場合に適用とする。

(注3) 子ども子育て支援法施行規則第一条の五第七項に規定される学校や教育施設に在学している場合、または公共職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合に適用可能とする。

(注4) 市長が特に必要と認める場合には、関係機関と協議の上、優先度を決定するものとする。

(注5) 生活保護世帯の就労支援については、生活保護世帯であるが、就労することにより2～3ヶ月以内に自立すると思われる旨の書類が生活保護を所管する部署から提出された場合に加点するものとする。

(注6) 生計中心者とは、家計の主宰者のことで概ね世帯主をいい、税の情報、健康保険の加入状況等により事実が確認できた場合に加点する。

(注7) 障がい者のいる世帯の加点10点については、複数の障がい者が同世帯にいた場合であっても、一世帯あたり10点までの加点とする。また、両親が障がい者の場合の加点20点が付く場合は、障がい者のいる世帯の加点10点は付かないものとする。なお、ひとり親家庭で保護者が障がい者の場合、20点の加点とする。

(注8) 育児休業のため認可保育所等を退所し、育児休業明けに再入所を希望する児童のみ加点20点となり、左記以外の児童については10点とする。よって、兄弟姉妹で加点が異なる場合がある。なお、就労証明書には復帰日の記載を必要とし、入所月の月末までに育児休業を取得した就労先への復帰を前提とした加点とする。ただし、母以外の方が出産後2ヶ月後の月末までに育児休業から復帰する場合は対象外とする。

(注9) 育児休業に関する減点同意書を提出した場合に減点する。育児休業の減点を撤回する場合は、育児休業に関する減点撤回申立書の提出を必要とする。なお、減点を撤回する時期については、減点撤回申立書裏面によるものとする。

(注10) 認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で都道府県や市町村が認可している認可保育所以外の施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等へ届出している施設をいい、認定事由(求職中または育休中を除く)での理由に限り、月極契約で利用し、その利用証明として市が指定する様式の認可外保育施設利用証明書を提出した場合に加点するものとする。

(注11) 入所を辞退する場合、入所希望月は辞退月の翌月以降に変更とし、当初の待機期間は算定しない。また、育児休業に関する減点同意書を提出した場合には、減点撤回申立書の提出により改めて選考を開始した月を入所希望月とし、待機期間を算定する。

(注12) 待機児童解消対策として、令和元年度より和泉市内の認可保育施設に就労または就労予定の保育士等について、一定の条件を満たした場合は優先的に入所調整を行う。ただし、児童が利用開始した月より就労を開始しない場合は、その月末をもって利用を解除する。

(注13) 保育施設の統廃合については、令和3年9月1日時点で和泉保育園に入所中の児童が当該園より転園を希望する場合に適用する。なお、該当する在園児が当該園に入所中の期間については、その兄弟姉妹が新規入所を希望する場合、当該園に限らず「当該保育所等に兄弟姉妹が入所中」の10点を加点する。また、地域開発等の市の施策による転園の場合、関係課からの「市の施策による転園等に係る優先選考依頼書」の提出を必要とする。

(注14) 課税額の算出方法については保育料の算出時と同様とし、父母の合計収入が103万円に満たない場合で、年収300万円を超える祖父母等が同居(別世帯含む)している場合は、最多収入者の課税額と合算し、算出する。ただし、前述の祖父母等が父母または児童を税の扶養に取っている場合は、父母の合計収入が103万円以上であっても、課税額を合算して算出する。